

京都府議会 6月定例会

山内よし子議員 議案討論	・・・ 1
議案議決結果	・・・ 3
原田 完議員 意見書討論	・・・ 4
意見書案文	・・・ 7
意見書議決結果	・・・ 12

●京都府議会 2016年6月定例会で、日本共産党の山内よし子議員、原田完議員が行った討論と各議決結果を紹介します。

議案討論

山内よし子（日本共産党・京都市南区）

2016年7月15日

日本共産党の山内よし子です。わが党議員団を代表して今議会に付されています議案13件について、第3号議案「京都府立京都学・歴彩館条例」制定の件、第5号議案「住民基本台帳法施行条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例」一部改正の件、ならびに第9号議案「京都府認定子ども園の認定等の要件に関する条例」一部改正の件に反対し、他の議案に賛成の立場で討論を行います。

第3号議案は、府立総合資料館を廃止し、あらたな施設をオープンするための設置条例です。

そもそも新総合資料館をめぐるのは、総ガラス張り、つり天井など外見を重視する余り建設費がかさみ、その分を減らすために現場職員から強く要求された電動式大型書架を初めとする資料館の生命線ともいえる施設整備が抑えられてきました。また府立大学の図書館を新総合資料館の中に一体的に作る事についても、目的の違う施設を一体的に建設することによって、セキュリティ対策をどうするのか、開館時間をどうするのか、様々な課題と懸念がしめされてきたのです。

6月9日の初回常任委員会で理事者は、本条例案の設置目的について、これまでの資料館の行ってきた機能について継承すると答弁されましたが、現条例で示されている「調査研究等一般の利用に供するため」との目的が「京都における文化の発展及び学術の振興に資するため」とおきかえられています。私たちの指摘に対して理事者は、「現条例の調査研究等というのは資料館が調査研究ということではなくて、一般利用のもの」と答弁されました。

しかし実際には調査研究のための資料等の提供だけではなく、資料館が専門的な調査・研究をおこなってきたのです。

摂南大学元教授で府立総合資料館の元古文書課長の上島有（うえじまたもつ）さんが東寺百合秘話という文章を京都新聞に掲載されましたので、少し紹介させていただきます。「東寺の百合文書は1967年に京都府に譲渡され、府立総合資料館で本格的な調査と整理が始まり、13年かけて全5冊の「東寺百合文書目録」を刊行し、翌年に府民、学界から強く要望されていた全面公開に踏み切りました。同年に重要文化財に指定され、さらに97年には、国宝に指定されたのです」とあります。

総合資料館の調査研究があればこそ、国宝の指定、その後の世界記憶遺産指定があったのではないでしょ

うか。

委員会の審議で理事者は「学習・交流の場」ということを何度も述べておられましたが、総合資料館は単なる学習交流の場ではありません。

さらに開館時間は16時半まででしたが、21時までの大幅延長が規則で定められています。しかし延長された時間帯のレファレンスサービスも保障されていません。

「府民サービス」を名目に、本来の学術研究施設の目的をゆがめることがあってはなりません。よって反対です。

次に第5号議案についてです。

マイナンバーのそもそもの目的は、「国民の利便性向上」ではありません。国が、国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、「過剰な社会保障給付」を受けていないかなどをチェックするためです。

さらに個人情報を一元管理することによる情報流出も大きな懸念です。昨年10月、制度が施行されてほどなく、茨城県で情報が流出し、大きな問題になりました。韓国では2011年に、大手SNSサイトがハッキングを受け、3500万人分のマイナンバーを含む個人情報が流出するという事件が起きています。一度流出した個人情報は取り戻すことができません。

また本府の情報システムの管理強化や情報セキュリティルールの整備について、平成24年度の包括外部監査報告でも指摘されたことですが、未だ万全の体制ではありません。

本議案はマイナンバーを法律で規定された事務に加え、本府独自で利用するための規定を設け、その利用枠をひろげようとするものであり、反対です。

次に第9号議案についてです。

本条例案は第1に、幼稚園型認定こども園等の子どもの登園または降園の、子どもが少数である時間帯において、職員配置は、1人は保育士資格がない職員でも、子育て支援員等知事が認める者であればよいとする内容となっています。

第2に職員の資格について、現行では、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は保育士の資格を有する者でなければならないとしているところを、当分の間と断っているものの、小学校教諭または養護教諭の普通免許を有する者、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者で代行を認める内容となっています。

第3に、園施設職員の3分の1までは保育士資格のない職員を認めるという規制緩和であります。さらに「当分の間」と期間を明確にしないで、保育士配置基準緩和を行おうとするものです。

いま子どもの貧困問題が深刻化する中で、保育所が果たす役割、保育士の果たす役割は、子どもにとっても保護者にとっても非常に大きいものがあります。

児童福祉法1条は、「全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定しています。保育施設によって保育条件の格差をもたらすような基準は、認められません。同時に、児童福祉法45条では、最低基準を設けることが規定されています。都道府県は、国の基準を参酌して条例で決めるとし、「都道府県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする」と、責任を課しています。

保育士不足を招いているのは、保育士の過酷な労働や低賃金などであり、根本解決は保育士の賃金引き上げであり、処遇改善です。また待機児童解消対策で必要なのは、認可保育所の増設であります。本条例案は認定子ども園における保育条件の低下と、質の低下をもたらすものであり、反対です。

最後に第1号議案、平成28年度京都府一般会計補正予算（第3号）について、防災拠点となる府庁3号館の耐震調査や特別養護老人ホームの建設など、必要な予算であり、全体として賛成するものです。

しかし文化庁京都移転推進費1000万円については、移転場所も、移転の規模や体制も何も決まっていな

い中で、警察本部の耐震調査予算を文化庁移転推進費として計上することは問題であり、反対です。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

議案議決結果

6月定例会 議案議決結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果	賛否の状況				
				共産	自民	民進	公明	維新
議第1号	京都府議会会議規則一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第1号	平成28年度京都府一般会計補正予算(第3号)	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第2号	災害からの安全な京都づくり条例制定の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第3号	京都府立京都学・歴史館条例制定の件	7月15日	可決	×	○	○	○	○
第4号	京都府営自転車競技条例一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第5号	住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件	7月15日	可決	×	○	○	○	○
第6号	京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第7号	京都府立植物園条例一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第8号	京都府地球温暖化対策条例一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第9号	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例一部改正の件	7月15日	可決	×	○	○	○	○
第10号	京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第11号	京都府立高等学校等設置条例一部改正の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第12号	京都府立鴨沂高等学校校舎改築等工事請負契約変更の件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第13号	財産無償貸付けの件	7月15日	可決	○	○	○	○	○
第14号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	7月15日	同意	○	○	○	○	○
第15号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	7月15日	同意	○	○	○	○	○

原田完（京都市中京区） 2016年7月15日

日本共産党の原田完です。現在議題となっています 11 意見書案について、3 会派提案の「北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に関する意見書案」、「待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書案」に反対し、他の意見書案に賛成する立場で討論を行います。

まず、我が党提案の 5 意見書案についてです。

最初に「沖縄の米軍属による殺人事件に抗議し、米海兵隊の撤退を求める意見書案」についてです。

6 月 19 日、亡くなられた女性の追悼と米軍基地撤去を求める県民大会が那覇市で開催され、同僚の本庄議員とともに、私も参加してきました。

当日は、「琉球新報」と「沖縄タイムス」の、県民大会別刷り特集が配布されていました。「琉球新報」の一面に「魂の声 耳を澄ませて」との表題で次のような一文が掲載されています。『「お父さんと、帰るよ」恩納村の県道沿い草むらに父親の叫びが響いた。…ウォーキングしていただけた女性突然米軍属の男によって蹂躪され、命まで奪われた。幼女殺害事件から 61 年、少女乱暴事件から 21 年、沖縄はまたしても女性の尊厳も命も守ることができなかった。＜中略＞米軍関連の事件、事故、米軍人、軍属の特権を認めた日米地位協定の不平等性、弱い立場にある人々がことごとく踏みこまれてきた歴史を私たちは忘れない。』

長い引用をしましたが沖縄県民の思いを議場の皆様にも伝えさせていただきました。

6 月 19 日の県民大会には 6 万 5 千人もの人々が集まり、追悼と抗議の県民の意思が示されました。会場は「怒りは限界を超えた」「海兵隊は撤去を」などのプラカードで埋め尽くされました。

被害女性の父親から、「被害者の無念は計りしれない悲しみ、苦しみ、怒りとなっていきます。次の被害者を出さないためにも、全基地撤去、辺野古新基地建設に反対、県民がひとつになれば可能だと思っています」とのメッセージが寄せられ、さらに翁長知事は、「21 年前の県民大会で二度と繰り返さないと誓いながら、政治の仕組みを変えられず、政治家として、知事として痛恨の極みで大変申し訳ない」と述べ、「政府は県民の怒りが限界に達しつつあること、これ以上の基地負担に県民の犠牲は許されないことを理解すべきだ」と強調されました。

1972 年の本土復帰以降、米軍人・軍属による刑法犯罪の検挙件数は 5862 件。うち、殺人などの凶悪事件は 571 件です。事件が起こるたびに綱紀粛正が言われ、警察力の強化が言われてきましたが、根本原因である基地の撤去がなされない限り、事件が起き続けることは明らかではないでしょうか。わが党提案の意見書案への賛同を求めるものです。

次に、「原発の再稼働と老朽原発の稼働延長の中止を求める意見書案」についてです。大津地裁は、高浜原発の安全性に疑問を呈し、新規規制基準そのものに問題があるという判断を、3 度にわたって示しました。とくに、7 月 12 日の保全異議審は、「新規規制基準に適合したからといって、社会が原発のリスクを受け入れるとはいえない」と断じています。これまで、安全性については専門家の判断が重視されてきましたが、「社会が受け入れるかどうか」を重視すべきという、さらに踏み込んだ判断です。

熊本地震が発生し、活断層の延長上にある九州電力川内原発が稼働していることに、不安の声が広がる中、先日の鹿児島県知事選挙では、川内原発の運転停止を掲げた新人候補が、現職を破って当選しました。地震列島といわれる日本に、安全な原発などないことを銘記すべきです。ましてや、福島原発事故後に確認された 40 年廃炉の原則さえなし崩しにし、高浜 1・2 号機の 60 年までの運転延長を容認するなど、もつてのほかです。新たな安全神話のもと、際限のない再稼働を認めるものであり、断じて許されません。すべての原発の再稼働と老朽原発の稼働延長は中止すべきです。

関連して、3会派提案の「東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書案」については賛成するものですが、一言申し上げます。

東日本大震災から5年4か月が経過した今も、福島原発事故によってふるさとを追われ、家族からも切り離されて、先の見えない長期の避難生活を強いられている方がたくさんおられます。そのもとで、区域外への自主避難者にたいする住宅無償提供を、期限をきって終了するという国と福島県の方針は、入居期間延長を願う多くの避難者の思いを踏みにじるものです。当事者にとっては望まぬ帰還が強いられ、あるいは避難先での人間関係等の断絶、不十分な賠償などによって、新たに生活困窮に陥る恐れがあり、重大です。しかも、国会質疑で明らかになったとおり、無償提供を求める自主避難者がどの程度おられるのか、調査すらしないままの方針決定は、極めて無責任であり許されません。

本来、避難者の住宅支援策は、苦しい避難生活の基礎として最も重要であり、しかも、子ども・被災者支援法に示される、汚染地住民の居住に関する自己決定の尊重という理念を実現し、さらに憲法の保障する生存権と子どもの権利を保障する土台です。そのためわが党は、政府にたいし、福島第一原発事故による被災者および避難者の定義の明確化や実態調査を行うこと、また避難者への抜本的・継続的な住宅支援が可能となる制度を実現すること、さらに自主避難者への住宅支援打ち切り方針を撤回し、新たな抜本対策が実現するまで現行支援策を継続・拡充することを求めるものです。

次に、「保育所の待機児童の早期解決を求める意見書案」についてです。

保育所の待機児童問題が大きな社会問題となり、その解決が急務となっています。ところが、安倍内閣が示した「待機児童緊急対策」は、保育士配置や保育施設の基準を緩和することで、既存保育所への詰め込みをいっそう進めるなど、小手先の対策が中心になっています。これでは、待機児童問題の抜本的な解決にならないばかりか、保育の質を低下させ、子どもの安心安全をそこなう事態を招きかねません。今年3、4月に東京、大阪で相次いで発生した無認可保育施設での乳児の死亡事故は、無資格の職員が、たった一人で多くの子どもたちを保育するなかで発生したものであると言われていています。幼い子どもの命が、保育現場で失われるといった異常事態は、根絶しなければなりません。

今、求められることは、国の責任で待機児童数に見合う認可保育所を緊急に整備することです。保育士の人材確保が大きな課題となっていますが、そのためには、その仕事の責任や専門性にふさわしい給与の大幅引き上げ、および処遇改善が必要です。そのことを府議会として発信すべきです。

3会派提出の意見書案は、安倍内閣が「緊急対策」と称して進める基準緩和や詰め込み保育を前提としたもので、限定正社員の推奨など保育労働の不安定化をいっそう促進するものであり、反対です。

次に「選択的夫婦別姓などの民法改正を求める意見書」案についてですが、今年日本が女性差別撤廃条約を批准して30年、条約は姓の選択における夫と妻の同じ権利を明記し、国連女性差別撤廃委員会は日本の民法の規定は条約違反として、その是正を繰り返し勧告しています。夫婦同姓を強制しているのは日本しかなく、両姓の本質的な平等の実現のため選択的夫婦別姓の導入が必要です。また、6か月から100日に短縮するとした最高裁の決定に関係なく、民法が、依然として女性にのみ離婚後一定期間再婚を禁止していることについては、禁止期間の廃止が当然です。さらに婚姻最低年齢を、女性16歳、男性18歳と差別的規定を保持していることに、道理はありません。よって早急な民法改正が必要です。

次に「TPP合意の撤回を求める意見書」案についてです。

安倍政権は、通常国会でのTPP承認を見送りましたが、秋の臨時国会で承認を目指すとしています。しかし国民の中では、TPPに対する不安や怒りの声が大きく広がっているのが現実です。

交渉参加にあたって、米など農産物の重要5品目の関税撤廃は認めないとする国会決議が採択されましたが、政府は譲歩に次ぐ譲歩を繰り返し、農林水産品の82%で関税の撤廃を約束。聖域とした重要5品目でも29%で関税を撤廃し、残った品目でも特別輸入枠の設定や関税の大幅引き下げを受け入れるなど、国会決議

に反する協定を結びました。

政府は、「GDPは大幅に増える」「農産物への影響は、対策を取れば軽微」などとバラ色に描いています。しかし、多国籍企業の進出やさらなる低価格競争、労働条件の悪化など、TPPの悪影響はいっさい無視されています。自治体の独自試算によれば、政府が「影響なし」としているコメの生産だけで、新潟県が最大92億円、青森県が23億円、岩手県が21億円など、深刻な影響が出るのが明らかになっています。本府の独自試算では、農業生産全体で最大20億円の影響が出るとされています。

先日の参議院選挙では、京都を含む全国10府県で、これまで自民党を支援してきた農協が推薦を出さず、自主投票としました。農業生産額の多い東北6県のうち、5県で自民候補が落選し、野党統一候補が勝利をしています。今安倍政権に求められているのは、国民の声に背を向けてTPP承認に突き進むのではなく、TPP合意を撤回することです。

以上、日本共産党提案の5意見書案について、賛同を求めるものです。

三会派提案の「北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に関する意見書案」は、新幹線整備事業が沿線地域の産業、経済の発展等の活性化に大きく寄与するとしています。事業費は新幹線が通過する距離などによって都道府県が3分の1を負担することになっています。「舞鶴—関空ルート」「小浜—京都ルート」とも迂回距離が大きく、予想建設費は1兆2000億円ともいわれ、府や沿線市町の負担は莫大なものになると予想されます。アベノミクス不況、地方交付税の削減など、ただでさえ自治体財政がひっ迫しているもと、巨額の負担は住民生活へのしわ寄せにつながると、自治体の中でも不安の声が上がっています。

また、新幹線建設に当たっては、「新幹線と並行在来線の経営分離」という「申し合わせ」が大原則となっており、先行開業地では、第3セクター化された在来線の縮小・廃止、運賃値上げといっそうの乗客離れが生じています。

地域創生戦略においても、山陰本線等の鉄道の利便性向上や、京都タンゴ鉄道の利用拡大が記されていますが、「小浜・舞鶴・京都ルート」では、舞鶴線、山陰線、福知山線が並行在来線となり、府民の交通の便が守られなくなる危険性があります。府民の生活基盤である現在の交通網が脅かされ、さらなる負担増が危惧される点から、本意見書案には反対です。

続いて、3会派提案の、「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書」案については賛成するものですが、昨年強行された介護保険制度の大改悪により、経済的理由でサービス利用を断念するなどの事態が広がっています。また、深刻な介護人材不足のもと、介護報酬引き下げの影響は重大です。こうした問題こそ取り上げるべきであり、福祉用具貸与と住宅改修の問題に限定した本意見書案は、不十分と言わなければなりません。

とりわけ「軽度者」にかかわっては、特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上に限定する改悪が行われたほか、要支援1・2の通所・在宅サービスを介護保険から外し、市町村が行う総合事業に移行させる問題をめぐって、利用者・家族と介護事業者のなかで不安が広がっているところ。さらに政府は、要介護1・2の家事援助サービスについても、廃止を含めた検討を始めています。まさに、「軽度者」を狙い撃ちにしたサービスの切り捨てであり、介護の重度化を招きかねないという点からも、「介護の社会化」という当初の理念に逆行するという点からも、断じて認めるわけにはいきません。安倍自公政権による、社会保障予算削減を目的としたサービス切り捨て路線の、抜本的な転換こそが求められていることを厳しく指摘しておきます。

以上で、意見書案についての討論を終わります。

意見書案文

日本共産党提案の5意見書案（否決、賛成：日本共産党、反対：自民、民進、公明、維新）

①沖縄の米軍属による殺人事件に抗議し、米海兵隊の撤退を求める意見書

沖縄県うるま市の20歳の女性社員が遺体で見つかった事件で、元海兵隊員だった米軍属の容疑者が殺人などの容疑で再逮捕された。未来ある命を踏みにじられた被害者と遺族の無念は計り知れず、沖縄県民はじめ日本国内に深い悲しみと激しい怒りが広がっている。京都府議会としても、人間の尊厳・人権を守る立場から今回の事件に対して厳重に抗議する。

日米両政府は、事件・事故が起こるたびに「綱紀粛正」「再発防止」の徹底を表明してきたが、沖縄県では事件・事故が絶えず繰り返されている。今回の事件も、今年3月に米海兵隊員が那覇市内で女性に性的暴行を加えたとして逮捕された直後に起こった。さらに、この殺人事件以後も飲酒運転した米兵が逮捕されている。

こうしたことは、米軍基地があるが故のことである。さらに、現在沖縄に駐留する米軍の主力は、世界中へ「殴り込み部隊」として展開する海兵隊であり、沖縄での米軍犯罪の温床となっている。こうした事件・事故が二度と起こらないよう、米軍基地を撤去、なかでも海兵隊を撤退させることは急務である。

については、国におかれては、米国とともに被害者等への謝罪および誠意を持った完全な補償を行うとともに、米国に対して厳重な抗議と米軍基地の撤去及び在沖米海兵隊を撤退させることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

②原発の再稼働と老朽原発の稼働延長の中止を求める意見書

福島第一原発事故は、5年4か月が過ぎても収束せず、今も9万2千人もの住民が、ふるさとに帰れず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

大津地方裁判所は、3月9日、福島第一原発事故の経験に照らして、「過酷事故を経た現時点においては、避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している」と述べ、避難計画を検証しない新規規制基準は問題だと厳しく指摘し、高浜原発3、4号機の運転差し止めを命ずる仮処分決定を下した。さらに、6月17日には、「国の新しい規制基準に適合したことだけで安全性が確保されたとは言えず申し立てを認める理由がない」として、関西電力による効力の停止を求める申し立てを退け、7月12日には、関西電力が申し立てた異議についても退けた。高浜原発の再稼働を認めないという司法判断が、三たび下されたのである。

原子力規制委員会は、運転開始から40年を超えた老朽原発の高浜1、2号機が新規規制基準を満たすと認める審査書を正式決定し、最長で60年運転を容認した。これは、福島原発事故後に確認された、運転期間が40年で廃炉の原則さえなし崩しにし、新たな安全神話のもと、際限のない再稼働を認めるものであり、許されるものではない。

については、国におかれては、すべての原発の再稼働と老朽原発の稼働延長を中止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

③保育所の待機児童問題の早期解決を求める意見書

数万人に上るといわれる保育所の「待機児童」の存在が大きな社会問題となっており、緊急の解決が求められている。

ところが政府の「緊急対策」は、既存保育施設の面積や保育士配置の基準などを緩和して「詰め込み」をすすめるものであり、これでは保育の質の低下を招き、子どもの安心・安全の大本を揺るがすことになる。

今年3～4月に東京と大阪の認可外保育施設で、昼寝中の乳児が亡くなるという痛ましい保育事故が相次いだ。保育士資格のない非常勤職員が、異変に気付かなかったこと、職員が1人しかいない時間帯があったことなど、幼い子どもの命を預かる万全の体制でなかったことが原因とされている。急場しのぎの対策で、安全を犠牲にすることは絶対にあってはならない。

については、国におかれては、安心・安全の保育を求める父母・保育士の願いにこたえ、保育所の待機児童問題を早期に解決するために、次の事項について取り組むよう要望する。

- 1 国の責任で待機児童を解消できる認可保育所を緊急に整備すること。
- 2 安全・安心の「質」を確保する保育士の深刻な不足状態を解消するために、劣悪な保育士給与を大幅に引き上げること。
- 3 保育士配置基準の抜本的改善をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

④選択的夫婦別姓などの民法改正を求める意見書

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚、通称使用などにより多くの人が不利益・不都合を強いられている。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づく社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届け出により別姓夫婦となれるよう法整備が必要である。

法制審議会はすでに、1996年に選択的別姓の導入を含む民法改正要綱を答申しており、政府には民法改正を実現する責任がある。また、女性16歳、男性18歳という婚姻最低年齢の18歳への統一、女性のみ適用される再婚禁止期間の撤廃も緊急の課題である。

国連女性差別撤廃委員会をはじめ、国連や国際機関からも日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止が繰り返し勧告されている。選択的夫婦別姓は婚姻時に同姓と別姓を選択できる制度であり、選択肢を増やし、男女共同参画基本法の理念を促進することにつながるものである。

については、国におかれては、選択的夫婦別姓の導入、再婚禁止期間の廃止、婚姻最低年齢の18歳への統一を盛り込むための民法の改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

⑤TPP合意の撤回を求める意見書

政府は、通常国会でのTPP協定の批准を先送りしたが、秋の臨時国会での批准強行を狙っている。そもそも、TPPは、農林水産物等の関税撤廃や食の安全、医療、雇用、保険、国・自治体の調達など、あらゆる分野の「非関税障壁」を撤廃し、ISD条項（投資家・国家間の紛争解決条項）によって、多国籍企業が政府や自治体の施策に介入・干渉する「権利」を保障するという、巨大多国籍企業の利益のために、日本の農業や国民の安心・安全、経済主権も投げ捨てるものである。

政府は、農産物の重要5項目（コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）は、「関税撤廃を認めない」とした国会決議を踏みにじり、重要5項目のうち3割の品目で関税が撤廃され、残る7割でも関税率引き下げなどを約束していることが明らかになっている。加えて、政府が「対策をすれば影響なし」としてきたコメの生産額への影響についても、全国の自治体で独自試算が進み、青森県で23億円、佐賀県で18億円など、深刻な影響が明らかになっている。

こうした事実が明らかになる中で、国民の不安と怒りの声が大きく広がっている。今求められているのは、国民を欺きながらTPP協定に突き進むのではなく、TPP合意は撤回し、各国の経済主権、食料主権を尊重した、平等・互恵の投資と貿易のルールを作ることである。

については、国におかれては、TPP合意をただちに撤回することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自民・民進・公明3会派提案の6意見書案

（可決、賛成：自民、民進、公明、維新、反対：日本共産党）

北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に関する意見書

整備新幹線の建設は、国内の地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の発展等の地域活性化に大きく寄与するだけでなく、我が国の経済全体の活性化や国土の均衡ある発展を図る国家プロジェクトである。

その中でも北陸新幹線は、大規模災害時においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、日本海側国土軸の形成に必要不可欠なものである。

敦賀・大阪間のルートについては、本年4月27日に与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会において小浜・舞鶴・京都ルート、小浜・京都ルート、米原ルートの3案が選定され、加えて、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由するルートについても参考として調査されることとなり、現在、国においてルート選定に向けた調査が、本年秋頃に取りまとめることとして実施されており、その結果をもとに政府がルート決定することとなっている。

京都府北部地域は、人口30万人を有する日本海側の重要地域であり、北陸から本地域を経由する日本海側国土軸と、本地域から太平洋側への縦の国土軸を形成することは、国の進める「日本海・太平洋2面活用型国土」の実現に大きく寄与することが期待され、また、将来、山陰新幹線の整備による日本海国土軸の延伸を図る上でも、小浜・舞鶴・京都ルートは最も効果的・効率的なルートである。

また、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由することで、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の整備を大きく推進させ、我が国の科学技術等の発展に大きく寄与するとともに、沿線地域の開発、地域活性化などの大きな効果をもたらすものとする。

これらを勘案すれば、北陸新幹線敦賀・京都間については小浜・舞鶴ルートが、そして京都・大阪間については関西文化学術研究都市付近を経由するルートが、京都100年の計のみならず、国家100年の計に値する最適なルートである。

については、国におかれては、国策として、地元負担や並行在来線の問題に十分な配慮をした上で年内にルートを選定し、全線整備を早期に実現されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(可決、賛成：全会派)

東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書

東日本大震災から5年4カ月が経過した。

政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されておらず、十分な復興には、まだまだ時間がかかると思われる。現地の一日も早い復興と長期避難されているすべての皆さんの早期の生活再建に取り組まなければならない。

そのような中、国と福島県は、平成29年3月末をもって、区域外への自主避難者に対する住宅の無償提供を終了させる方針を示した。

京都府では、国及び福島県の方針を踏まえた上で、独自に府営住宅などの無償提供を入居日から6年間、実施しているところであり、平成28年7月1日現在の京都府内への避難者は、「避難者登録制度」の登録者を含め277世帯、635名となっている。

昨年8月に京都府・京都市が共同で、避難者205世帯を対象に実施した住居意向調査では、半数以上の方が京都での居住継続を希望するとの結果であった。

については、国におかれては、避難者の生活の基盤となる住宅への支援について、次の事項について強く要望する。

- 1 東日本大震災による自主避難者の実態調査を行った上で、地方自治体が必要と判断した経過的住宅支援の継続等、自由裁量で活用できる交付金等の財政措置を講じること。
- 2 「子ども・被災者支援法」に基づく住宅支援制度の構築を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(可決、賛成：全会派)

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率が9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇取得における事業主ごとの差異など、様々な要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等のドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

京都府は市町村が実施する骨髄ドナーへの助成に対する補助を行っているものの、骨髄移植等を必要とする多くの患者にドナーが安心して提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

については、国におかれては、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を積極的に講ずること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業することができるドナー休暇の制度化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(可決、賛成：自民、民進、公明、維新、反対：日本共産党)

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万3千人の待機児童が存在する。また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性ある受け皿の確保などを集中的に講ずることも必要である。

ついては、国におかれては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、次の事項について取り組むことを強く求める。

- 1 待機児童解消のため、小規模保育や事業所内保育を強力に推進するなど「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、現場の状況を踏まえた公定価格の実現を図ること。
- 2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）について、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。
- 3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅、国立大学法人等の空きスペースの活用など、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
- 4 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(可決、賛成：全会派)

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

また、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者への負担増大になりかねず、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあり、介護人材の不足に拍車をかけることになりかねない。

ついては、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(可決、賛成：全会派)

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスである。農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの632万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の製造・流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや消費期限前の廃棄などで発生している。食品ロスの削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

ついては、国におかれては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けた取り組みを進めるため、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べ切ることができる分量のメニューや、量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に普及させること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用などの普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に普及させること。
- 5 フードバンクなどの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

6月議会 意見書案 議決結果

意見書案番号	件名	議決月日	議決結果	提案	賛否の状況				
					共産	自民	民進	公明	維新
第1号	東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書	7月15日	可決	自民・民進・公明	○	○	○	○	○
第2号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書	7月15日	可決	自民・民進・公明	○	○	○	○	○
第3号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書	7月15日	可決	自民・民進・公明	○	○	○	○	○
第4号	北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に関する意見書	7月15日	可決	自民・民進・公明	×	○	○	○	○
第5号	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書	7月15日	可決	自民・民進・公明	○	○	○	○	○
第6号	保育所の待機児童問題の早期解決を求める意見書	7月15日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第7号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書	7月15日	可決	自民・民進・公明	×	○	○	○	○
第8号	沖縄の米軍属による殺人事件に抗議し、米海兵隊の撤退を求める意見書	7月15日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第9号	原発の再稼働と老朽原発の稼働延長の中止を求める意見書	7月15日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第10号	選択的夫婦別姓などの民法改正を求める意見書	7月15日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第11号	TPP合意の撤回を求める意見書	7月15日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×